

「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告(案)」に対する意見募集の結果について

中央環境審議会地球環境部会
産業構造審議会環境部会地球環境小委員会
平成20年2月
(計 1589件)

該当箇所	意見の概要	意見に対する回答
1 はじめに	最終報告案は、緊急の課題として、又他の政策課題に優先するものと捉えられていない。今の大量生産社会の継続を不可能にする削減率の大きさについても書かれていない。こうした認識の欠如が後段にある対策・政策の弱さに反映している。 最終報告案は、中環審の「気候安全保障(Climote Security)」に関する報告で指摘されているように、気候変動に対する危機感が足りないと言わざるを得ない。	地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題と記述しています。ご意見の趣旨は今後の対策・施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
2 はじめに	バリ会議の成果について、京都議定書3案9項に基づく先進国の更なる約束の特別作業グループ(AWG)決定に、IPCCが提示している、10-15年ピークや2050年半減以下の削減、先進国の2020年目標などの具体的な数値が記載されたことを記述すべきである。ハイリゲンダム・サミットにおける「2050年までに世界で半減」の提案と整合性のある我が国の中長期目標の設定とその下での諸施策、およびロードマップの策定を早急に行うことの必要性を明記すべき。中長期の目標の明確化が本報告書の目的外なのであれば、国としての目標を早急に作る様に提言すべき。(その他から移動)	IPCCは科学的見地から、深刻な温暖化影響を避けるために必要となる削減幅を示しており、我が国としては、こういった科学的知見も踏まえ、我が国の国別総量目標を検討していきます。ご意見の趣旨は今後の対策・施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
3 はじめに	ポスト京都議定書の枠組みについては、主要排出国全てが参加しやすい手法であるセクターアプローチに取り組むよう各国に積極的に働きかけるべき。	日本としては、京都議定書の次期枠組みにおける国別総量目標を検討するにあたり、科学的且つ透明性の高い尺度としてエネルギー効率などをセクター別に割り出し、今後活用される技術を基礎として削減可能量を積み上げることなどを検討しています。
4 I. 地球温暖化対策に関する基本的知識と日本の取組 1. 地球温暖化に関する科学的知見	温暖化が進行すれば、経済も社会も破滅するという認識を明記すべき。スターンレビューの対策を行った場合の方が行わなかった場合よりもコストが安くつくという分析も引用すべき。	地球温暖化の結果、経済・社会活動に対して複合的に様々な悪影響が生じる可能性が指摘されており、今後の気温上昇に従って、より深刻な影響が様々な分野や地域で生じることが予測されている旨記述しています。また、削減対策の遅れは、より厳しい気候変化の影響のリスクを増大させることを規定し、早急な対策が必要である旨を踏まえて対策を講じておりますが、ご意見の趣旨は今後の対策・施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
5 I. 1. 地球温暖化に関する科学的知見	「多くの影響は、排出削減により回避、遅延、低減することができ、今後20～30年間の削減努力と投資が必要である」とあるが、「今後10～15年間に削減努力を最大化しなければならない」と明記すべき。	当該記述は、第4次IPCC統合報告書政策決定者向け要約の記述を引用したものにいたします。
6 I. 2. 京都議定書目標達成計画の策定経緯と見直し	今後の進捗管理、改訂作業に当たっては、私利私欲を排除し、日本全体、世界全体の温暖化対策について真剣に議論することのできる有識者のみからなる審議会の場を活用するよう、最終報告書に明記すべきである。	審議会の委員構成においては、各界各層からなるべく幅広く意見をいただくために、様々な分野の有識者に委員になっていただいています。
7 II. 京都議定書目標達成計画の評価 1. 現在の温室効果ガスの排出量の状況	柏崎刈羽の原発7機停止が4月以降に食い込むことは必至であり、年間3千万トンの削減不足測量が生じることを明記すべき。	柏崎刈羽の原発停止が約束期間全体に及ぼす影響について、定量的に示すことは、現時点では困難と考えています。なお、最終報告では、原子力設備利用率が見込みを下回る場合でも、その他の取組と合わせて目標達成が図られるものと見込まれている旨記述しています。
8 II 1. 現在の温室効果ガスの排出量の状況	表1について、各部門ごとの削減目標値を明記すべき。今回の追加対策を部門ごとに割り振り、部門ごとの削減目標値を決め、対象とすべき分野と対策を明確にすべき。	各部門ごとの削減目標の目安については、最終報告の中に記述することとします。
9 II 1. 現在の温室効果ガスの排出量の状況	各部門の排出量とその基準年度比だけでなく、活動量変化も併記すべきである。具体的には、家庭部門では世帯数、業務部門では床面積、運輸部門では旅客輸送量と貨物輸送量が、1990年度から2005年度までにそれぞれ22%、37%、15%、4%ずつ増加した一方、産業部門は同期間での鉱工業生産指数が横ばいであったということである。	活動量変化については、最終報告の別紙を御参照下さい。
10 II 1. 現在の温室効果ガスの排出量の状況	電力配分後だけでなく配分前の直接排出量や全体に占める割合も示すべきである。	最終報告では、部門別に進捗状況の評価と対策・施策の見直しを行ったため、配分後の数字のみを掲載しています。
11 II 1. 現在の温室効果ガスの排出量の状況	2005年の我が国の温室効果ガス排出量は基準年比で7.7%上回り、2006年速報値で6.4%増となっているとしているが、なぜ、こうした排出増加になったのかという要因分析がなされていない。CO2排出増加量を見ると、産業部門は基準年比-6.1%であるが、1990年以降は原単位は横ばいもしくは悪化していることも明記すべきである。 エネルギー転換部門が基準年比16.5%も増加しているのは、石炭火力の増加によるものであることを明記すべきである。 さらにCO2排出増加量を見ると、直接排出でエネルギー転換部門では7900万トン増、産業部門で900万トン減、運輸部門で4000万トン増、業務部門で2400万トン増、家庭部門で1100万トン増となっており、増加の半分以上が事業用発電である。また、電力配分前の直接排出での基準年度増減率は、産業部門は-2.3%、エネルギー転換部門は+24.9%、運輸部門は+18.3%、業務部門は28.5%、そして家庭部門では+19.6%となっており、業務と家庭部門の増加の程度が著しく下がることも併記すべきである。さらに、2005年段階で電事連の自主目標通りCO2原単位が20%改善されていれば排出量が約2.9億トン程度であったはずであるが、逆に1%悪化した結果、3.7億トンの排出となり、8000万トンも超過している。つまり増加原因は産業・業務・家庭の電力消費増ではなく、電力側にあり、これを明示するべきである。 現状からどのようにして第一約束期間中に排出量が急に減少しうるのか、その根拠を明記すべき。	排出量増加の要因分析については新計画の中で行う予定です。なお、最終報告には、一般電気事業者の二酸化炭素排出原単位が低減されると、その効果は産業、民生、運輸の各部門の排出削減につながるものであり、その着実な取組が必要とされる旨記述しています。また、最終報告には、現行計画の対策に加え、追加的な対策を具体化した新計画に基づき、各部門において、国、地方公共団体を始め、各主体が対策に全力で取り組むことにより、既存対策を補強する諸施策の削減効果も合わせて、京都議定書の6%削減目標は達成し得るものと考えられる旨記述しています。
12 II 1. 現在の温室効果ガスの排出量の状況	もともと事故等における原発停止は想定し、その上でもなお削減を可能とする計画なので、「2005年度の原子力発電所の利用率が、仮に原子力発電所が長期停止の影響を受けていない2002年度の・・・水準にあったと仮定」する必要はなく、削除すべき。	原子力発電所の利用率は、我が国の温室効果ガスの排出量に大きな影響を及ぼすことから、最終報告に記載しています。

該当箇所	意見の概要	意見に対する回答
13 II 2. (2) 排出量の見通しと不足削減量	原子力発電については、最終処分場の見通しもたっており、この度の地震による惨状、国・東京電力の隠蔽・安全無視の姿勢をみると、とても利用率向上など、目標達成計画にうたえる状況ではない。確実に2008-12年に原単位を削減することは可能か疑問。一般電気事業者についての記述で、「今後、原子力設備利用率が見込みを下回る場合でも、その他の取り組みと合わせて目標達成が図られるものと認められる」としているが、根拠が不明である。	今後とも、安全の確保を大前提に、地元をはじめとする国民の皆様のご理解を得つつ、原子力発電の推進に全力で取り組んでまいります。いずれにせよ、電気事業連合会の自主行動計画の目標である1990年比二酸化炭素排出原単位20%改善については、原子力設備利用率の向上のほかに、火力発電の熱効率の更なる向上、京都メカニズムの活用等を含めて、達成することとなっております。
14 II 2. (2) 排出量の見通しと不足削減量	原子力政策・核燃料サイクルについては、温暖化対策としての効果への疑問や放射能洩れの危険性、放射性廃棄物の処理問題から縮小・廃止へと記述すべき。膨大な電気を使い続ける社会風潮を見直して、原子力政策の誤りを修正することがこの計画で必要。 大事故や震災にみまわれる前に、原発依存から、自然エネルギーも含め温暖化防止につながる様々なエネルギー源開発に予算を投入し、その点で世界をリードすべき。	今後とも、安全の確保を大前提に、地元をはじめとする国民の皆様のご理解を得つつ、重要な地球温暖化対策として原子力発電の推進に全力で取り組んでまいります。また、合わせて再生可能エネルギーについても推進することとしています。いずれにせよ、電気事業連合会の自主行動計画の目標である1990年比二酸化炭素排出原単位20%改善については、火力発電の熱効率の更なる向上と京都メカニズムの活用を含めて、達成することとなっております。
15 II 2. (2) 排出量の見通しと不足削減量	電力会社の料金体系を定額制から従量制に変更し電力の使用量を抑制し、ピーク時の料金を高く設定してピーク時の電力使用量を抑制し発電所の稼働率を向上させるべき。	ご指摘の内容も含めて、今後も引き続き検討していきます。
16 II 2. (2) 排出量の見通しと不足削減量	「エネルギー転換部門のCO2排出原単位20%程度の低減のうち、15%程度の改善分については、一般電気事業者等による取組に加え、産業、民生、運輸の各部門の省エネルギー対策等の効果も含めたもの」という記述を削除すべき。	本件につきましては、現行の目標達成計画においても記載されており、電力部門の重要性に鑑みても必要であると考えております。なお、電気事業連合会による環境行動計画の目標達成については、産業・民生・業務各部門の省エネルギー対策等の効果も含めその達成を見込んでいるものです。
17 II 2. (2) 排出量の見通しと不足削減量	「電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減」は6%削減の根幹をなす部分であるため、最大の柱である原子力利用の確実な達成について、「エネルギー基本計画」や「新・国家エネルギー戦略」等を踏まえ、国を挙げて全面的に推進し、目標達成を図ることの確認が必要。	今後とも、安全の確保を大前提に、地元をはじめとする国民の皆様のご理解を得つつ、重要な地球温暖化対策として原子力発電の推進に全力で取り組んでまいります。また、合わせて再生可能エネルギーについても推進することとしています。いずれにせよ、電気事業連合会の自主行動計画の目標である1990年比二酸化炭素排出原単位20%改善については、火力発電の熱効率の更なる向上と京都メカニズムの活用を含めて、達成することとなっております。
18 II 2. (2) 排出量の見通しと不足削減量	原子力安全チェックは、原子力・安全保安院といった政府機関でなく、NGO等の外部機関が行う等、安全対策の方法を明示すべき。	原子力の安全性については、複数の機関によって厳格なチェックがなされているものと考えています。
19 II 2. (2) 排出量の見通しと不足削減量	火力発電所の廃熱利用等を進めるべき。	今後とも、安全の確保を大前提に、地元をはじめとする国民の皆様のご理解を得つつ、重要な地球温暖化対策として原子力発電の推進に全力で取り組んでまいります。また、合わせて再生可能エネルギーについても推進することとしています。いずれにせよ、電気事業連合会の自主行動計画の目標である1990年比二酸化炭素排出原単位20%改善については、火力発電の熱効率の更なる向上と京都メカニズムの活用を含めて、達成することとなっております。
20 II 2. (2) 排出量の見通しと不足削減量	2010年排出12億8700万トン CO2に対し、3400万トンCO2が削減目標が立っていないことを強調すべき。また、不足削減量は2,000万トンCO2~3,400万トンCO2とされているが、評価が甘いと思われるため不足量を再評価すべきである。ここで削減不足量として見込まれている2000万トン~3400万トンは、自主行動計画が達成されなかった場合、特に電機事業連合会の目標が達成されなかった場合には、より大きくなる可能性が高いため、過小評価になりえることを明記すべきである。	今後とも、安全の確保を大前提に、地元をはじめとする国民の皆様のご理解を得つつ、重要な地球温暖化対策として原子力発電の推進に全力で取り組んでまいります。また、合わせて再生可能エネルギーについても推進することとしています。いずれにせよ、電気事業連合会の自主行動計画の目標である1990年比二酸化炭素排出原単位20%改善については、火力発電の熱効率の更なる向上と京都メカニズムの活用を含めて、達成することとなっております。
21 II 2. (2) 排出量の見通しと不足削減量	08.09.10.11.12年の部門別削減目標数を明記すべき(パーセンテージ不要)	2010年度の各部門ごとの削減目標の目安については、最終報告の中に記述することとします。
22 III 1. 対策・施策の強化に当たった視点	6%削減目標は将来的な大幅削減に向けた第一歩に過ぎない。6%削減を2012年にきりぎり達成ということではなく、次のステップに向けて大幅削減(IPCC第四次報告や議定書AWGでは先進国の温室効果ガス排出量に ついて1990年比で2020年に25-40%削減を例示)の準備が必要。2012年までの削減について、「京都メカニズム」は1.6%を超えず、「森林吸収」は3.8%に達しない可能性が見込まれるなら、無理をせず、その分国内削減を強化すべき。	まず、国内排出削減対策を最大限努力した上で、国際的に認められた最大3.8%の森林吸収量を加え、なお足りない1.6%を京都メカニズムを活用したクレジットの取得によって確実に対応するとされています。そのため、国内排出削減対策を引き続き最大限進めるとともに、森林吸収量の確保・京都メカニズム活用によるクレジット取得に確実に期することとされています。ご意見の趣旨は今後の対策・施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
23 III 1. 対策・施策の強化に当たった視点	省エネ対策に以外に「温暖化対策」として、何をやるのか。「工場単位から企業単位」、「フランチャイズチェーンについてチェーン全体を一体として」、「ベンチマーク等による評価」「複数の事業者が共同して省エネ・排出削減を行う」というのは、温暖化対策推進法で「温暖化対策」として実施されるべきではないか。京都議定書目標達成計画を決めている地球温暖化対策推進法の改正が、算定・報告・公表制度の緩和だけではあまりにおかしいのではないか。	地球温暖化対策法の改正によって対策・施策の強化を図ることとしています。
24 III 1. 対策・施策の強化に当たった視点	日本の高度な技術を活かしてCO2削減を国内のみならず、海外に波及するという戦略が必要。技術の高度化、量産化による経済的負担の極小化を目指し、国として強力に推進することが必要であり、その実現の為に政治、行政、学術、産業分野が一体となり具体的に分かりやすい内容で国民に発信するべき。 CO2の排出抑制対策は、技術開発に取り組むことが肝要。例えば、 ①原子力発電 ②風力・太陽光発電 ③バイオ技術、品種改良を駆使して高い光合成能力を持った植物の開発 ④CO2の分解・固形化利用など新技術の開発	地球温暖化問題の根本的な解決に向けて、革新的な技術開発を進めていくこととしています。
25 III 1. 対策・施策の強化に当たった視点	「京都議定書」の目標達成は当然のことであり、それも国内の実質的削減でやるべきであり、そのための政策を強化すべきである。現在のエネルギー浪費型経済構造を変えないまま夢の技術が将来完成することに賭けるべきだと意見があるが、「夢の技術」については完成するかもわからず、高コストで実際に使われないこともある。既に完成して商業レベルになった技術に限定して対策を議論すべきである。 ここ数年で効果を出す必要があり、求められるのは即効性である	京都議定書における第一約束期間における6%削減目標を確実に達成すべく、対策・施策の強化・追加を行うこととしています。
26 III 1. 対策・施策の強化に当たった視点	CO2を排出抑制への対応は、発生したCO2を如何に再吸収するか又は固定するかの議論が先ではないか。	国際的に認められた最大3.8%の森林吸収量の確保に確実に期することとしています。

該当箇所	意見の概要	意見に対する回答
27 Ⅲ 1. 対策・施策の強化に当たっての視点	エネルギー転換部門について、「石炭火力の急増や原子力発電所の設備利用率の低迷、新エネルギー分野での未達など、エネルギー転換部門における大幅な不足が懸念されるため、抜本的な追加対策が必要である」と加えるべきである。	今後とも、安全の確保を大前提に、地元をはじめとする国民の皆様のご理解を得つつ、重要な地球温暖化対策として原子力発電の推進に全力で取り組んでまいります。また、合わせて再生可能エネルギーについても推進することとしています。いずれにせよ、電気事業連合会の自主行動計画の目標である1990年比二酸化炭素排出原単位20%改善については、火力発電の熱効率の更なる向上と京都メカニズムの活用を含めて、達成することとなっております。
28 Ⅲ 1. 対策・施策の強化に当たっての視点	業務・家庭の抜本強化とあるが、直接排出量の3分の2はエネルギー転換と産業部門であって、業務・家庭はあわせても十数%である。増加についても、90年以降の直接排出量増加の半分は事業用電力である。電力配分という計算方法をとって発電所の直接排出量の大きさや増加量をみえなくしてしまい、業務家庭を重点にする最終報告は、実際に大きな排出がある主体、増加量が著しい主体を重点から除外してしまっている。直接排出で見ると、業務が8.3%、家庭で5.2%とほんの数%を占めるに過ぎない。しかも欧米の先進国と比べて、日本の家庭部門のエネルギー効率は数倍よい。したがって、業務、家庭部門を特にあげるよりも、全排出量の6割以上を占める産業部門の対策が真っ先に必要であることに触れるべき。	各部門のCO2排出量の削減のためには、電力の需要側の省エネ対策と、電力の供給側のCO2排出源単位の改善の双方が必要です。そのため、電力事業者の発電に伴うエネルギー起源CO2排出量を、電力使用量に応じて各部門に配分することによって、部門別の対策の進捗状況の評価等を行うこととしています。排出削減を進めるためには、あらゆる部門における取組を進めることが必要であり、近年の排出量の伸びが著しい業務・家庭部門の対策を講じることが必要であると考えております。また、エネルギー転換部門と産業部門についても、着実に対策・施策を講じていくべきであると考えております。
29 Ⅲ 1. 対策・施策の強化に当たっての視点	IPCC第四次評価報告書の知見は、中長期的な大幅な排出量削減の必要性を明確にした。それを踏まえ、ただ単に「…中長期的な観点も踏まえた上で、…」とするのではなく、「…中長期的な大幅な排出量削減の必要性を踏まえた上で、…」とすべきである。	「中長期的な観点」の中には、「大幅排出削減の必要性」が含意されています。
30 Ⅲ 1. 対策・施策の強化に当たっての視点	産業別重点取り組みの視点と深く広く国民の日常生活の視点からの対策が必要。	産業部門、家庭部門をはじめ各部門における対策を追加しています。
31 Ⅲ 2. 対策・施策の強化の内容	地球温暖化防止のために省庁横断的な施策を効果的に実行するための政策提案権と強制権を持つ内閣総理大臣直轄の機関(省)の創設が必要。	既に、総理大臣を本部長として、全閣僚をメンバーとする地球温暖化対策推進本部において、関係省庁が連携して取組を進めています。
32 Ⅲ 2. (1)対策の具体的内容が定まっている対策	「…追加対策動詞の重複や既存対策との重複があり得ること…に注意する必要がある」とあるが、これ以降の記述において、具体的にどのような重複があるか整理して明示すべき。また、数字は追加性・重複等の観点から非常に疑問である。	重複を整理した削減効果については、最終報告の中に記述することとします。
33 Ⅲ 2. (1)対策の具体的内容が定まっている対策	削減効果見込みとして【】内に示されている数字については、「今後の精査により変更があり得る」とあるが、悠長であり、重複等についてきちんと精査を行い、検証が出来るよう、根拠や計測方法を明確に併記する必要がある。また、普及啓発によってどのくらい実践されるのかどうか分からない項目については、削減量を見込んでおくべきではない(具体的な政策・措置が明らかにされていない対策は、計画に盛り込むべきではない)。	削減効果見込み量の数字の根拠等については、これまでの合同会合の資料として公表してきましたが、新計画の中でも明確にする予定ですが、また、普及啓発については、実践の度合いが定量的に把握できる項目のみを削減量として見込んでいます。
34 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策(自主行動計画の拡大・強化)	自主行動計画は着実に成果をあげており、民間の創意工夫の活発なもとで、CO2削減に寄与する有効な対策である。政府の施策においても、第1約束期間を通じて、産業部門対策としては自主行動計画を推進することを改めて明確にすべき。加えて、規制措置を二重に課すようなことが無い様、産業政策と環境政策の両立・整合を図るべき。産業界のみならず、公共団体・自治体・家庭まで対象とした、自主行動計画による推進を、全ての計画の中心にすべき。	自主行動計画を含めた産業部門の対策について、今後も総合的に議論をしていきたいと考えております。また自主行動計画の対象範囲の拡大についても引き続き検討してまいります。
35 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策(自主行動計画の拡大・強化)	電力業界において、販売電力量により増減してしまうCO2排出量ではなく、自らの努力が反映できるCO2排出係数の削減を目標指標として設定しているように、自主行動計画の目標設定については、各業種がそれぞれの業態を踏まえ、自主的に目標設定することを基本とすべき。	今後とも京都議定書の第1約束期間内において、業種毎の排出状況を勘案した上で、目標の更なる引き上げを促していくべきと考えています。また、目標の設定はあくまでも自主的なものですが、原単位のみを目標指標としている業種は、新たにCO2排出量についても併せて目標指標とすることを更に積極的に検討するよう促していくべきと考えています。
36 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策(自主行動計画の拡大・強化)	温対法の個別事業所データについては、開示することにより経営上問題となる場合があるため、自主判断によって開示がなされるべき。	事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益(権利利益)を保護するための規定が現行の地球温暖化対策推進法に設けられています。
37 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策(自主行動計画の拡大・強化)	最終的な目標達成の評価は、京都メカニズム・クレジットの政府口座への償却だけでなく、グリーン電力証書等の自主的取組、国内クレジット等もオフセットの手段として評価するものとすべき。	評価方法については、今後とも具体的に検討していきたいと考えております。
38 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策(自主行動計画の拡大・強化)	日本経団連に加盟していない業種団体についても、事業者自らの判断で自主行動計画を策定する動きが出ていることは、目標達成計画上也適切に評価されるべきである。このような動きを踏まえ、「自主行動計画」の定義を明確にしていくべきである。	ご指摘の点につきましては、年度末の京都議定書目標達成計画の改訂において留意すべきと考えています。
39 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策(自主行動計画の拡大・強化)	また、政府によるフォローアップについては、客観的な評価・検証を行う行政上の仕組みと位置づけるとともに、最小限のコストと手間間で効率的に実施すべきである。	ご指摘の点につきましては、年度末の京都議定書目標達成計画の改訂において留意すべきと考えています。
40 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策(自主行動計画の拡大・強化)	自主行動計画の拡大・強化については、1800万トンの追加削減と報告されている。しかし審議会でも委員からも指摘があったように、多くの業界の目標強化は実際には既に達成済み水準(生産増業界は、エネルギー原単位やCO2原単位を目標にする業界が多く、その指標で達成済み。生産減業界はエネルギー総量やCO2総量を目標にする業界が多く、その指標で達成済み)で、追加削減にはならないと考えられる。また、化学工業のように生産量を明らかにしない業界がエネルギー原単位向上と報告したり、電機電子や石油のように大規模な生産量補正をしてCO2原単位やエネルギー原単位が向上したと主張しているところは、目標強化と言われても、追加性があるのか判断できない。この2つを除くと、自主行動計画の拡大による追加削減量はほとんどなくなってしまうのではないかと。1800万トンの削減見込み量について、目標が実績水準未満の業種が非常に多いため、直近年度の排出量からの削減量を明記すべき。また、1800万トンの削減見込み量について、総量目標による削減見込み量と、原単位目標による削減見込み量を区分して明記すべき。	排出削減見込み量は、対策を講じた場合と対策を講じなかった場合の差を計算したものであり、追加削減効果は既存計画に比べて追加的な削減見込み量を表しています。なお、追加削減効果の値につきましては、精査の結果を最終報告で記述することとします。
41 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策(自主行動計画の拡大・強化)	少なくとも、目標達成の悪い業界や、排出の伸びの著しい業務部門などは、規制を導入することを考えるべきではないでしょうか。	各業界が自主的に創意工夫しながら対策を強化し、効果も着々と上がってきている中で、計画を政府との協定とするなどの義務的措置とすることは、現時点では考えていません。

該当箇所	意見の概要	意見に対する回答
42 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (自主行動計画の拡大・強化)	自主的な努力には限界があり、企業に対して二酸化炭素排出削減量を割り当て、未達成企業に対する罰則と割り当て以上の削減を達成した企業に対する税制上などの特典の付与を提言する。	各業界が自主的に創意工夫しながら対策を強化し、効果も着々と上がってきている中で、計画を政府との協定とするなどの義務的措置とすることは、現時点では考えていません。
43 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (自主行動計画の拡大・強化)	産業別のCO2削減取組は、目標数値精度も含め進捗管理徹底すべきであり、産業別個別比較等客観的データを分析提供することも対策の一助として有効ではないか。	ご指摘の内容も含めて、今後も引き続き審議会の中で検討していきます。
44 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (自主行動計画の拡大・強化)	「目標達成の蓋然性をより向上するため、目標達成に向け、各業種を構成する企業間の責任分担の状況等について、現段階において確認するとともに、必要に応じ、その見直しを行うよう促進する」という記述に対して、審議会として早急に確認を行い、確認結果を最終報告に明記すべき。	今後とも審議会を通じて、確認及び見直しを行うよう、必要な限り早急に促進していくべきと考えております。
45 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (自主行動計画の拡大・強化)	現状よりも排出量の悪化(増加)を認めるなど論外であり、3月までにすべての業種に対して目標を引き上げさせるべき。6%の総量目標と原単位目標は論理的に整合しないため、すべての業種の目標を総量目標とすべきであることを明記すべき。	今後とも京都議定書の第1約束期間内において、業種毎の排出状況を勘案した上で、目標の更なる引き上げを促していくべきと考えています。また、目標の設定はあくまでも自主的なものですが、原単位のみを目標指標としている業種は、新たにCO2排出量についても併せて目標指標とすることを更に積極的に検討するよう促していくべきと考えています。
46 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (自主行動計画の拡大・強化)	経団連のオフィスにおける削減目標設定が予定よりも大きくずれ込んでおり、「速やかに」ではなく、具体的期限を明示すべき。	日本経団連の目標設定時期は現時点では未定ですが、速やかに設定されるよう、今後とも促していきます。
47 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (自主行動計画の拡大・強化)	「自主行動計画に基づく取組について積極的な対外発信を行うよう促していく」という記述を削除すべき。	自主行動計画の対外発信については、審議会を通じて議論されており、その必要性は高いと考えています。
48 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (自主行動計画の拡大・強化)	電気事業連合会については、大量の京都メカニズムクレジットに頼らなければ目標達成が不可能であることを明記すべき。自主行動計画(特に電力分野)については、国内で削減できなくても、膨大な京都メカニズムの調達によって「達成可能」と分類されているのは問題である。	自主行動計画の目標達成については、京都メカニズムの活用も含めて総合的に判断しているところです。
49 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (自主行動計画の拡大・強化)	発電所や大規模工場自主行動計画について、目標の妥当性などについて十分な検証がなされないまま、「自主行動計画の拡大・強化」としてその継続を掲げたのは問題である。	自主行動計画については、関係審議会等において厳格にフォローアップをしており、目標の妥当性についての検証は今後も引き続き行っていきたいと考えております。
50 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (自主行動計画の拡大・強化)	未達成の場合の担保措置や責任の所在を明確にすべき。自主行動計画の中で利用される京都メカニズムに関して、現状で何トンCO2が見込まれているのか明記すべきである。「定性的目標の定量化」を行った産業を列挙しているが、「定量化」は当然として、「総量目標」を義務付けるべきである。	今後とも京都議定書の第1約束期間内において、業種毎の排出状況を勘案した上で、目標の更なる引き上げを促していくべきと考えています。また、目標の設定はあくまでも自主的なものですが、原単位のみを目標指標としている業種は、新たにCO2排出量についても併せて目標指標とすることを更に積極的に検討するよう促していくべきと考えています。
51 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (自主行動計画の拡大・強化)	企業の自主的な取組に対して、その効果等を確認する第三者機関を設置し、進捗管理すべき。	第三者機関である審議会において、今後ともその効果等をフォローアップしていきます。
52 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (自主行動計画の拡大・強化)	自然エネルギー等の大幅導入促進を施策として実施し、2020年までの温室効果ガスの中期削減目標を25～40%とする削減協定を経済界と政府での締結を早急に検討すべき。	各業界が自主的に創意工夫しながら対策を強化し、効果も着々と上がってきている中で、計画を政府との協定とするなどの義務的措置とすることは、現時点では考えていません。
53 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (自主行動計画の拡大・強化)	エネルギーやCO2の排出削減についての原単位目標は各企業の内部管理指標として使用することとし、我が国の6%削減目標に対する各業界の削減目標はCO2排出量で6%以上の目標管理とすべきである。	自主行動計画の目標設定については自主的としており、その目標については厳格にフォローアップを行うことで高い実効性を持つものであると考えています。
54 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (自主行動計画の拡大・強化)	パチンコや、ゲームセンターの看板の電飾を禁止したり、銀行や信用金庫のATMに危険のない感度センサーを多用し待機電力を少なくするなどの措置を講ずべき。	パチンコやゲームセンターを含む業務部門については、自主行動計画のフォローアップを通じ、取組を促進していきたいと考えております。
55 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (自主行動計画の拡大・強化)	「信頼性の高いデータに基づく国際比較」とあるが、データそのものの信頼性だけでなく、客観的に検証可能でなければ、諸外国から見たときにその妥当性に疑問をもたれる。したがって、「信頼性が高かつ客観的に検証可能なデータに基づく国際比較」とすべきである。	各業界のデータについては、審議会の場において精査しているため、信頼性が高く客観的に検証可能なものであると認識しております。
56 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (都市構造・地域構造の見直し)	自転車に有効な道路づくり自転車利用者を増やすべき。交通対策のところで、自転車の推進に関する文言が書かれていないが、1/22のニュースであったように、国土交通省・警察庁が自転車道の整備に乗り出すとある。自転車利用の推進によるCO2削減効果もないとは言えないだろうし、環境省が先頭に立って普及・啓発運動に着手することは、社会的にも影響は少なからずあるだろうから、ぜひ自転車に関する項目を検討していただきたい。「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」とともに、自転車専用レーンや駐輪場の整備など、「自転車を利用しやすいまちづくり」を追加すべき。また、公共交通内において自転車持込可能なスペースを設ける等により、自転車と公共交通の組み合わせによる長距離移動を普及させるべき。	自転車道の整備は、既に現行の目標達成計画においても位置づけられています。
57 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (都市構造・地域構造の見直し)	コンパクトシティ化のために大規模施設を整備する場合、建築資材や耐久性にも考慮して二酸化炭素排出増加にならないよう配慮すべきであり、都市計画法などのまちづくり都市に関する法律の改正や特例を設けるなど、大型店舗への規制措置も必要。コンパクトシティ化を進める際には、都市と郊外の格差にも慎重に考慮すべき。	都市構造・地域構造の見直しについては、現行の目標達成計画においても、また、最終報告の中でも位置づけられており、引き続き、対策の推進に努めていきます。
58 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (都市構造・地域構造の見直し)	都市・地域の面的アプローチは、現行目標計画のシンボルであり、第1約束期間における削減見込み量を明記すべき。	都市構造・地域構造の見直しによる効果の発現は中長期間を要すること等のため、第1約束期間中の定量的効果を算定することは困難であると考えています。
59 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (地域の取組の強化)	自治体さらには自治会等を含めた地域の積極的な参加意識を高め、地域社会に直結する業種として、リサイクル等の環境への働きかけ(レジ袋の削減、割り箸使用の削減等)を行うことが必要。日本のエコ技術はすばらしいものがある。大きな企業の技術、中小企業や大学・研究所などが手がける技術をいかにもとめ、地域に普及させていくのが重要である。全国の30万人/人工以上の都市での排出量を一覧表に開示し、国・県・市の首長と協議し、目を覚まさせるべき。	最終報告において、地域の創意工夫を活かし、各地域において先進的な取組が促進されるよう、取組を強化することとしています。

該当箇所	意見の概要	意見に対する回答
60 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (地域の取組の強化)	「都道府県地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員の更なる活用を進める」とあるが、具体的にどの様に活用を進めていくのか示してほしい。コーディネーターとしての機能を高度化していくためには、財政的支援の充実により、基盤的機能を現在よりも大幅に拡充・強化することが必要。各都道府県地球温暖化防止活動推進センターが中心となって行なわれている「一村一品・知恵の環づくり事業」のように、事業に人的にも予算的にも、中心的な焦点をあてて組織的に活用していくべきである。	今後具体的な検討を深めて行くに当たって、頂いたご指摘も留意して進めていきたいと考えています。
61 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (地域の取組の強化)	地方自治体は国レベルでの取組みを補完するような施策に留めるべき。国は、地方自治体における国レベルの温暖化対策とは一線を画するような施策の導入について、一定の歯止めをかけるとともに、国の施策と十分整合を図るよう指導するべき。	最終報告において、地域の創意工夫を活かし、各地域において先進的な取組が促進されるよう、取組を強化することとしています。
62 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (地域の取組の強化)	地球温暖化対策を進める上で、地域の取組みを強化することは非常に重要であるので、何らかの強制的手法を含めて削減義務化を検討するなど、地域推進計画の実効性について明記すべき。京都議定書目標達成計画において、「地域における各自治体の取組み状況をきちんと把握できるよう、エネルギー供給事業者・関連事業者はその地域の年間エネルギー使用量等を、可能な限り全て提供すること。自治体においても、統計データではなく、生データによる進捗管理を行うこと」という文言を加えるべき。	最終報告において、地域の創意工夫を活かし、各地域において先進的な取組が促進されるよう、取組を強化することとしています。
63 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (地域の取組の強化)	地域の取り組みで5.3万トンのCO2削減すると推計されているが、その根拠を示すべき。	最終報告において、重複等を整理した削減見込量を記載することとしており、他の既存対策や追加対策の内数として整理しています。
64 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (金融における環境配慮の推進)	高まる環境保護の要請と、企業活動と株式市場のテコ入れを同時に実現し、持続的経済成長を可能とするべき。 (欧米諸国も新興国も、環境保護をビジネスチャンスとして捉えている。) 具体的には、環境保護・省エネルギー投資の一定割合を法人税とみなし、また法人税高額納付企業の株を一定期間所有した場合、所有者の所屬税を控除すべき。	ご指摘の内容も含めて、今後も引き続き検討していきます。
65 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (金融における環境配慮の推進)	有価証券報告書へCO2排出量の記載を義務付けることを明記すべき。	ご指摘の内容も含めて、今後も引き続き検討していきます。
66 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (金融における環境配慮の推進)	「金融機関の環境面のガバナンスの発揮やSRIファンドの拡大～」について、民間の金融機関の環境意識に頼るだけでは、対策は進まない。政府が環境投資の金利優遇策の支援など、政策面での支援が必要であることを明記すべき。	ご指摘の内容も含めて、今後も引き続き検討していきます。
67 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 <民生(業務・家庭)部門関連>	家庭部門や運輸部門関連に比べて業務部門の対策が不明確で削減目標値が小さすぎる。業務部門に対する有効な削減目標が示されるべきである。	最終報告において、重複等を整理した削減見込量を記載することとしています。なお、根拠については、今後改訂予定の目標達成計画においても示される予定です。今後とも、施策の進捗点検を通じ、その実効性の確保に努めていくべきと考えています。
68 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (住宅・建築物の省エネ性能の向上及び評価・表示の充実)	家庭で省エネルギー家電を導入する際の変更前機器の廃棄コストへの援助や、太陽光発電装置購入費用への税控除などをすべき。 マンション他集合住宅の屋上緑化についても半義務化し、全自治体で援助すべき。個別の家庭の緑化の促進も必要。	新エネルギー対策の抜本的強化について、速やかに総合的な検討を行う必要があると考えています。
69 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (住宅・建築物の省エネ性能の向上及び評価・表示の充実)	省エネ改修税制優遇は、ノンフロン断熱材のみを対象とすることを明記すべき。	ご指摘の内容も含めて、今後も引き続き検討していきます。
70 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (住宅・建築物の省エネ性能の向上及び評価・表示の充実)	省エネ法の改正による中小規模の住宅・建築物へ対象拡大は評価できるが、新築建築はすべて義務化するべき。これから建設されるものの多くが2050年以降に現存することとなるのであるから、最高水準の省エネ性能を確保する必要がある。 既存住宅の省エネ改修への税制優遇措置導入は評価できる。ただし、実際に改修を進めるには、自治体等が省エネ診断や改修の相談を行う等の誘導策が必要。	ご指摘の内容も含めて、今後も引き続き検討していきます。
71 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (国民運動)	国民一人一人の日常生活での意識の改革(「やらされている」から「やって楽しい」と取組(レジ袋、クールビズ、ウォームビズ、節水等)が最も重要。また、消費電力平準化に資する施策を進めることが必要。 国民全体での意識の問題であり、もっと具体的に実態と削減数値をアナウンスする必要がある。国民への地球温暖化防止のピーアール、教育、成功事例の紹介など浸透政策を強化すべき。	ご指摘の内容も含めて、今後も引き続き検討していきます。
72 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (国民運動)	環境教育を進める事は賛成だが、とくに義務教育段階から早期の環境教育が効果的である。 小～大学や企業、公共機関の従事者に対しても一定の実践行動を含む啓発・普及を目的とした教育の実施を義務化すること、家庭の専業主婦等についても教育を受ける十分な機会が得られる制度とすべきである。 環境教育は子供だけではなく止まらず父母を含めた一貫性のある教育も検討すべきである。 地球温暖化(環境)に関する専門的な知識を持つ教員を確保できるように、大学での教員養成を拡充や教員不足を補完するためのNPO法人などの民間機関の活用促進に関わる制度の設定・整備をすべきである。	最終報告において、あらゆる人が、生涯にわたって、あらゆる場所において環境教育を受ける機会の創出を位置づけております。
73 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (国民運動)	レジ袋の有料化を進めるべき。 ビニール買い物袋を有料化することで個人個人の意識を変えていくことが鍵。レジ袋有料化の法制化を図ってはどうか。レジ袋は有料にすることで処理経費削減という直接的な効果とムダの排除も促す心理的な効果が大きい。 徴収したお金をCO2削減の原資としてはどうか。 レジ袋削減に対し、「各ご家庭で事前に準備ください」等のPRを積極的に進めるべき。マイバックを使用する度に環境ポイントがたまるといったメリットを全国的に進めてはどうか。	レジ袋の削減については、国民運動等によって今後とも促進していきます。
74 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (国民運動)	レジ袋の有料化には反対。 有料化によって、包装業界の衰退と失業者を招く恐れ。 有料化した分の恩恵が消費者にどのように還元されるのかが不明確。	レジ袋の削減については、国民運動等によって今後とも促進していきます。

該当箇所	意見の概要	意見に対する回答
75 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (国民運動)	レジ袋の無料配布の禁止に関し、レジ袋を他で入手し二次活用する人が想定されるので、根本的にCO2排出を抑えようとするのであれば、レジ袋自体の素材をCO2の出ないものにするといった取り組みが必要。	レジ袋の削減については、国民運動等によって今後とも促進してまいります。
76 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (国民運動)	クールビズ・ウォームビズへの取組への法規制や、公共の場の空調温度の設定を規制する等ははっきり打ち出し、国民の意思を問うことが必要。	クールビズ・ウォームビズについては、今後とも強力に推進してまいります。
77 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (国民運動)	白熱電球の使用を禁止するなど、具体的な政策を書くべき。「照明器具に関しては、白熱球の使用を2009年末を境に、使用禁止とする法律を策定、より省エネルギー型なLED電球への切り替えを国をあげて推進する」と追記すべき。	ご指摘の内容も含めて、今後も引き続き検討してまいります。
78 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (国民運動)	企業に対し、過剰包装をやめさせるようにするべき。リユース出来るように何度も使えるボトルにしたり、自分達の作った包装関係の回収のための税金を取るべき。国民の意識を変えるために、大型の乗用車、大容量の電力契約をしている個人の家などへの税率を上げるべき。節水においては現在各家庭では飲み水を水洗トイレで使用しているので、再利用水を使用する開発を進めるべき。3Rではなく、4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)を更に推進すべき。	過剰包装を止めるなど、今後も引き続き国民運動の推進を図ってまいります。
79 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (国民運動)	エコポイントについて、現在多くのカードが発行されておりポイント付与の方法も様々であり、多くの事業者と多くの客がエコ活動に参加できる仕組みの構築を希望する。	今後具体的な検討を深めて行くに当たって、頂いたご指摘も留意して進めていくべきと考えております。
80 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (国民運動)	カーボン・オフセットのあり方については、わが国の温室効果ガスの排出削減に寄与している削減量を厳格に審査するとともに、削減量を二重カウントすることのないよう制度構築を行うべき。	今後具体的な検討を深めて行くに当たって、頂いたご指摘も留意して進めていきたいと考えています。
81 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (国民運動)	省エネ製品を購入する消費者やユーザーにも直接的なメリットが得られるような導入支援制度・仕組みについて、引き続き、政策課題として検討していくべきである。併せて、中長期的視点で社会の制度・しくみ全体を持続可能な方向へ誘導していくことが必要であり、そのためにも、住宅内のエネルギー消費量動向について、きめ細かく調査し、継続的にフォローアップ、データベース化していくモニタリングの仕組みが必要。	ご指摘の内容も含めて、今後も引き続き検討してまいります。
82 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (国民運動)	国民運動で678-1050万t-CO2削減の達成根拠は弱いので、進捗状況を毎年チェックする必要がある。チェック体制を整備すべき。環境税の導入などを含むポリシー・ミックスの中に、国民運動を位置づけるべき。また普及啓発の担い手の位置づけ、役割分担を明確化し、地域レベルでの取り組み主体と有機的・効果的に連携・協働させていく必要性について記述されるべき。	厳格な進捗点検を行い、実効性を確保していくべきと考えています。
83 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (国民運動)	家庭やオフィスでの省エネ活動のような算定根拠が曖昧な対策を盛り込むべきではない。効果を算定できるデータの入手が可能な国民運動とは何かを明記すべき。また、そのポテンシャルを合わせて明示すべきである。「国民運動」で挙げられている機器の使い方、工夫やスイッチオフによる節約行動などは、定量的な削減量を測るのが難しく、削減見込みの数字を入れるのは適切でない。ここに挙げられた対策により678万〜1,050万トン-CO2削減すると推計されているが、その根拠が明確でない。必要なのは、市民・消費者がグリーンコンシューマーとして行動することであり、より省エネ製品の開発を促すことになることを記述すべき。	削減効果については、最終報告において重複等を整理した見込み量を記載することとしています。
84 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (国民運動) (追加)	「1人1日1kgCO2削減」は経験上、無理がある。もし本当にこうした削減を国民一人一人に求めるのなら、太陽光発電の設置についての補助金を復活させるとか、省エネ製品の買い替えに補助を出すとかの施策が必要。	国民運動については各種対策を後押しする施策であり、他の対策との重複はあり得ると考えています。
85 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (国民運動)	家庭部門に関しては、都市、郊外、農村等、地域にあった削減方法を地方自治体がイニシアティブをとって行うべき。	最終報告において、地域の創意工夫を活かし、各地域において先進的な取組が促進されるよう、取組を強化することとしています。
86 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (省CO2効果の見える化)	電気製品等のみならず、輸入食品のフードマイレージや、温室栽培の野菜・果物等のエネルギー使用量も見える化を推進すべきである。	「見える化」の具体的な方策については、今後も引き続き検討してまいります。
87 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (機器対策)	省エネ対策の設備投資をする企業へ補助制度を設ける等、国家として援助する仕組みが必要。政府としての援助も視野に「エコスター」の推進。オール電化・水蓄熱システム・太陽光発電パネル・食品残渣のリサイクルなどのシステムの導入。	省エネ対策に対する支援の具体策については、今後も引き続き検討してまいります。
88 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (機器対策)	高効率の省エネ効果が期待できる冷凍冷蔵ケースや保冷庫等の導入促進、家庭で使える省エネPCの普及も必要。	省エネ機器の普及については、現行計画、また、最終報告においても位置づけられています。
89 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (機器対策)	機器のトップランナー基準については、毎年実際に市場で販売されている機器の水準を点検し、既存のトップランナー基準を達成する機器が一定の割合以上になった場合は、すみやかに目標の引き上げを行なうような仕組みにすべきである。	ご指摘の内容も含めて、今後も引き続き検討してまいります。
90 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (機器対策)	家庭・民生の省エネ設備導入に対する税制上の優遇については言及があるが、需要自体を減らすための経済的インセンティブはないのは問題ではないか。	ご指摘の内容も含めて、今後も引き続き検討してまいります。
91 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (機器対策)	省エネ家電は、製造するときにも二酸化炭素を排出するため、使用時の省エネ効果とともにLCA評価を行った上で買い換えを推進する製品等の情報を提供していくべき。中立機関でLCAの観点に立った買い替えの得失を評価し、消費者にアドバイスをする制度の創設や、エネルギー消費を少なくする機器の使用法の普及・推進、耐用年数が長く、製品の機能アップ(機能の後付け追加)が容易に行える製品開発の推奨と購入者への特典付与を提言する。	「見える化」の具体的な方策については、今後も引き続き検討してまいります。
92 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (産業・業務部門の省エネ対策・排出削減対策)	業務部門のグリーンIT化を強力に推進すべき。また、そのための技術開発も、加速する必要がある。	IT機器を含めた省エネ機器の技術開発及び普及については、最終報告においても位置づけられています。

該当箇所	意見の概要	意見に対する回答
93 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (産業・業務部門の省エネ対策・排出削減対策)	会社や個人でグループを作り、節電の競争をさせている県がある。県や企業単位でも取り組むべき。	地域における先進的取組の強化や企業単位での取組の強化については、最終報告においても位置づけられています。
94 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (産業・業務部門の省エネ対策・排出削減対策)	「一定規模以上のフランチャイズチェーンについてチェーン全体を一つの単位としたエネルギー管理を導入することで、産業・業務部門の省エネ取組の更なる強化を行う。」についてフランチャイズチェーンについては、チェーン全体を一つの単位とした場合、加盟する店舗数の増減により総量に変化する。削減目標設定については、店舗当たりエネルギー使用量等の基準(原単位)が必要。	今後具体的な検討を深めて行くに当たって、頂いたご指摘も留意して進めていべきと考えております。
95 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (産業・業務部門の省エネ対策・排出削減対策)	電気事業者が取得した京メカクレジットの活用は産業界自主行動計画で反映することになっており、現行目標達成計画に既に組み込まれている。新たな対策・施策の強化の項目の例として記載することは不適切である。京都メカニズムクレジットを、算定・報告・公表制度において電気事業者ごとのCO2排出係数に反映させることは、温対法の本来の趣旨である事業活動に伴う排出量の削減対策として有効に機能しないことから、本報告書の排出削減対策から外すべきである。いたずらに植林による固定のオフセットやCDM活用による削減のオフセットを強調した国策ではなく、根本的に電力事業者における温室効果ガス排出係数を削減することに注力すべき。	今後具体的な検討を深めて行くに当たって、頂いたご指摘も留意して進めていべきと考えております。
96 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (産業・業務部門の省エネ対策・排出削減対策)	京都メカニズムではなく、国内対策によるクレジット等を算定・報告・公表制度に自主的に反映させることは、国内対策を促進させることになるため賛成である。国内対策の反映を優先して検討いただきたい。事業者による京都メカニズムクレジットの取得は、温室効果ガス排出削減策として評価されるものであり、クレジット(削減量)を事業者の排出量の算定に反映することで、事業者の取り組みを評価することは合理的であるとする。また、自社の削減対策や国内版CDM、グリーン電力証書などの国内における取り組みを進めるために、国内対策による削減量や、現在の全電源係数による排出量算定では適切に評価できない削減量について、これを適切に評価・認証する仕組みを設け、排出量報告に反映させること(排出量から差し引く等)を可能とすべき。京都メカニズムのクレジットを排出係数に反映するための手続きを、第一約束期間までに間に合わせるべく、早急に終了されたい。	今後具体的な検討を深めて行くに当たって、頂いたご指摘も留意して進めていべきと考えております。
97 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (産業・業務部門の省エネ対策・排出削減対策)	工場・事業所毎の取り組みに関するベンチマークの設定は是非とも行なうべきであるが、その際に使われるデータやベンチマーク自体の設定については、透明性・客観性が確保されなければならない。	今後具体的な検討を深めて行くに当たって、頂いたご指摘も留意して進めていべきと考えております。
98 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (産業・業務部門の省エネ対策・排出削減対策)	京都メカニズムクレジットを、算定・報告・公表制度において電力のCO2排出係数に反映させる場合には、継続的にその省CO2効果が見込まれる高効率機器導入等による自らの取組とは性格が異なるため、「自らの取組による削減効果」とは区別して示す必要がある。また、電気事業者以外の特定排出者が京都メカニズムクレジットを取得した場合も、排出量報告へ反映できる(排出量から差し引ける)ようにすべき。京都メカニズムは海外における削減量であるが、国内における取組をより促進させるため、特定排出者自らが実施した対策や国内CDM等による削減量を排出量報告に反映させることを可能とすべき。その際、削減効果の適切な把握評価には、系統電力の増減に関わる削減効果等の評価方法を具体的に定めることが必要。	今後具体的な検討を深めて行くに当たって、頂いたご指摘も留意して進めていきたいと考えています。
99 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (産業・業務部門の省エネ対策・排出削減対策)	京都議定書目標達成計画では、全ての主体が国内における取り組みを最大限に進めることが謳われ、京都メカニズムクレジットの活用は補足的であることを原則としている。従って、「電気事業者が取得した京都メカニズムクレジットを電気事業者ごとのCO2排出係数に反映させる方を講じる」以前の問題として、各事業者(特定排出者)が実施した国内温室効果ガス削減対策として、温対法の様式第2に規定しているような、特定排出者自らが実施した対策や国内CDM等による削減量を排出量報告に反映させることを可能とすべき。その際、削減効果の適切な把握評価には、系統電力の増減に関わる削減効果等の評価方法を具体的に定めることが必要。に記載する個別の対策を、算定・報告・公表制度の様式第1の排出量報告に反映させる方を講じることを最優先させ、「産業・業務部門の排出削減対策を推進」すべきである。	今後具体的な検討を深めて行くに当たって、頂いたご指摘も留意して進めていきたいと考えています。
100 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (産業・業務部門の省エネ対策・排出削減対策)	個々の努力だけでは追いつけない現状に至っているのだから、もっと企業のCO2削減を厳しく強制するべき。デパートや式場、銀行等の過剰なエアコンの使用、夜間の過剰なネオンライトの使用に対し行政からの制をすべき。	最終報告において、産業・業務部門の省エネ対策の更なる強化等の対策を講ずることとしています。
101 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (自動車単体対策)	省エネの車を使用している人への税金に大幅に差をつけて、省エネの車の積極的促進を行うべき。	最終報告において、引き続きグリーン税制等のインセンティブ付与施策を講ずることとしています。
102 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (自動車単体対策)	EUのような、販売台数平均で130g/kmと類似の対策なくして、300-350万トンの削減が可能な根拠を示してほしい。	最終報告において、重複等を整理した削減見込量を記載することとしています。なお、根拠については、今後改訂予定の目標達成計画においても示される予定です。今後とも、施策の進捗点検を通じ、その実効性の確保に努めていべきと考えています。
103 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (エコドライブの普及促進)	運送事業者(プロドライバー)にエコドライブ実践中の大きく目立つステッカーを使用すべき。エコドライブを促進するためにも、自動車が一定時間停車するときは自動的にアイドリングストップする装置を技術開発していくべき。タクシーは駐車時にエンジンをきれるような技術開発をしていくべき。タクシーやトラックなど、まだまだアイドリングが目立つ。5分以上のアイドリングをできないようにする装置を義務付けるべき。	ご指摘の内容も含めて、今後も引き続き検討していきます。
104 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (エコドライブの普及促進)	エコドライブ以前にドライブの自粛がもっとも重要であることを明記すべき。	引き続き公共交通機関の利用促進等の対策を講じていきます。

該当箇所	意見の概要	意見に対する回答
105 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (エコドライブの普及促進)	エコドライブの促進で、削減量が定量化できるのか	最終報告において、重複等を整理した削減見込量を記載することとしています。なお、根拠については、今後改訂予定の目標達成計画においても示される予定です。今後とも、施策の進捗点検を通じ、その実効性の確保に努めていくべきと考えています。
106 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (エコドライブの普及促進)	閣議決定で決められた導入目標を下回るような追加削減見込み量を審議会として提示すべきではない。	最終報告において、重複等を整理した削減見込量を記載することとしています。なお、根拠については、今後改訂予定の目標達成計画においても示される予定です。今後とも、施策の進捗点検を通じ、その実効性の確保に努めていくべきと考えています。
107 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (公共交通機関の利用促進等)	①鉄道・バスの環境定期的導入 自動車を控える動きを加速するために、鉄道など公共交通機関の環境定期的導入を提案する。鉄道会社と協力して始発～7:30までを2割安などとして、自動車通勤者を鉄道に呼び込むことを目指すとよい。 ②地方における 乗り合い自動車(白タク)の解禁 マイカーの使用を減らすため、地方における乗り合い交通機関として白タクを解禁することを提案する。	公共交通機関の利用促進については、現行計画、また、最終報告においても様々な対策が位置づけられています。
108 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (交通流対策の推進)	物流面では、車の走る走行距離が分散されれば渋滞が緩和され省エネにもつながるため、ETCの時間帯割引は促進すべき。	現行計画においても位置づけられているETC利用率の向上については、引き続き実施していきます。
109 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (交通流対策の推進)	車の走行量を削減する施策ではなく、公共交通の利用促進と矛盾する。時間帯やナンバーによる乗り入れ規制、都市部への乗り入れ規制、渋滞税の導入、2人以上乗りの優先レーンなど、車の走行量自体を削減する施策を盛り込むべき。	公共交通機関の利用促進と併せて、交通流対策も実施していくべきものと考えています。
110 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (新エネルギー対策の促進)	新エネルギー導入目標の確実な達成について、「エネルギー基本計画」や「新・国家エネルギー戦略」等を踏まえ、国を挙げて全面的に推進し、目標達成を図ることの確認が必要。 再生可能エネルギーの国の導入支援策の充実のための財源を明確にすべき。	新エネルギー対策の抜本的強化について、速やかに総合的な検討を行う必要があると考えております。
111 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (新エネルギー対策の推進)	現在日本国内では「グリーン電力証書」を購入してもCO2削減とは認められておらず、一方CDM案件の中には再生可能エネルギーとしてのグリーン電力は数多く存在する。グリーン電力証書について、早期に、CO2削減と認められるよう基準を設けるとともに、証書を活用した企業がCO2削減したとみなされる制度として国が承認し、また、証書の信頼性の担保のために国に証書認証へ関与するなどしていただきたい。 グリーン電力証書を活用した電気のグリーン購入を促進するため、グリーン購入法の品目として定めるとともに、企業・自治体の会計上の問題をクリアする方策をはかるべき。	ご指摘の内容も含めて、今後も引き続き検討していきます。
112 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (新エネルギー対策の推進)	電力会社が一番CO2排出量が多いので、新電力を高価で買い取る制度や、夜間電力をより利用しやすくする料金制度を導入して国民の理解を得る必要がある。	ご指摘の内容も含めて、今後も引き続き検討していきます。
113 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (新エネルギー対策の促進)	電気事業者は原単位目標を達成するためにCDMを買っているが、それよりも、国内での再生可能エネルギー等への投資を充実すべき。CDM等に伴う海外への所得移転は、国民経済的にもよくない。	新エネルギー対策の抜本的強化について、速やかに総合的な検討を行う必要があると考えています。
114 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (新エネルギー対策の推進)	RPS法の目標強化の必要性に触れるべき。	ご指摘の内容も含めて、今後も引き続き検討していきます。
115 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (新エネルギー対策の推進)	代替エネルギーの開発を国家レベルで急ぐ必要がある。エネルギーの原油依存から脱却し自然エネルギー等の大幅導入促進の必要がある旨を追記すべき。風力発電の増設、コメを使ったバイオ燃料の開発に力を入れるべき。	新エネルギー対策の抜本的強化について、速やかに総合的な検討を行う必要があると考えております。
116 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (新エネルギー対策の推進)	「バイオ燃料の普及を阻害している石油連盟に対し、所管省庁は協力を働きかけるべきである」と明記すべき。	新エネルギー対策の抜本的強化について、速やかに総合的な検討を行う必要があると考えております。
117 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (新エネルギー対策の推進)	バイオ燃料の原材料値上の影響などに関し進行状況を今一度見直しをかけてゆくことや、ハイブリッドなどに集中的に開発推進をしてゆくべき。	新エネルギー対策の抜本的強化について、速やかに総合的な検討を行う必要があると考えております。
118 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (新エネルギー対策の促進)	バイオマス燃料については、農作物などの原材料の価格や供給が不安定にならないよう、バランスのとれた総合的な戦略を講じつつ、燃料生産から消費までの温室効果ガスの排出量やコストを動員した上で普及・利用策を講じていただきたい。 バイオ燃料の導入については、国内産・地域産のバイオマス資源、また食糧需要と競合しないバイオマス資源の利用に限定し、かつ、原料植物の生産時からのCO2排出やエネルギー効率、生物多様性の保全、および経済性が十分に確保されていることを前提とするべき。	新エネルギー対策の抜本的強化について、速やかに総合的な検討を行う必要があると考えております。
119 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (新エネルギー対策の推進)	バイオマスよりも、風力、地熱、海水力(潮の干満を利用)、太陽光などの自然エネルギーの開発に力を入れるべき。	新エネルギー対策の抜本的強化について、速やかに総合的な検討を行う必要があると考えております。
120 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (新エネルギー対策の推進)	風力発電推進策として、原子力発電所の出力変動運転を取り上げるべき。	ご指摘の内容も含めて、今後も引き続き検討していきます。
121 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (新エネルギー対策の推進)	家庭の給湯で有効なCO2削減効果を出し、太陽電池より安価で生産が可能な太陽熱温水器を導入するための、補助金や認可制度を改令で設定すべき。 地熱発電を加えるべき。	新エネルギー対策の抜本的強化について、速やかに総合的な検討を行う必要があると考えております。
122 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (中小企業の排出削減対策の推進)	中小企業で、多額の設備導入して省エネに取組めるところは必ずしも多くなく、それよりも、日常のオペレーションの中で省エネ努力を推進させる方が現実的。またこのような日常活動が家庭生活における省エネ意識の高揚につながり、家庭部門での省エネにもつながると思われる。	ご指摘の内容も含めて、今後も引き続き検討していきます。

該当箇所	意見の概要	意見に対する回答
123 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (中小企業の排出削減対策の推進)	中小企業等の省エネ・炭酸ガスの削減量を認証し、排出権として国内で売れる仕組みを作ることは重要。この際、省エネ活動をする企業等をプールして、全体として炭酸ガス排出権ビジネスができるような仕組みが必要。 中小企業における削減量を認証する制度の構築にあたっては、簡素化を念頭におきながらも、結果として日本全体での排出増につながってしまうような結果を生み出さないものとしなければならない。	ご指摘の内容も含めて、今後も引き続き検討していきます。
124 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (中小企業の排出削減対策の推進)	削減効果が自主行動計画と重複するため、項目を削除すべき。	重複を整理した追加対策の削減効果については、最終報告の中で記述することとします。
125 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (中小企業の排出削減対策の推進)	経産省と環境省で別々の国内取引制度の試行が行われている。国内グリーン電力証書も排出量として認められていない状況の中、オフセット商品は既に市場に出ている。早期に一元化しないと国内取引で流通するのは海外のCERばかりとなり、日本国内の削減に貢献しないおそれがあるのではないかと。	国内排出量取引制度については、中期的な我が国の温暖化に係る戦略を実現するという観点も含め、2007年度のパフォーラップにより見込まれる、産業部門の対策の柱である「自主行動計画の拡大・強化」による相当な排出削減効果を十分踏まえた上で、他の手法との比較やその効果、産業活動や国民経済に与える影響等の幅広い論点について、総合的に検討していくべき課題であると考えています。
126 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (中小企業の排出削減対策の推進)	「第三者認証機関」のあり方、国内クレジットの認証方法・手続きや、国内クレジットの法的位置づけ、京都議定書との関係、さらに国内クレジットを温対法の「算定・報告・公表制度」と省エネ法の定期報告制度に反映させるしくみの構築等の論点については、今後の検討課題と整理した国内排出量取引と密接に関連する可能性が高く、拙速とならないよう留意するとともに、詳細な制度設計検討を行うにあたって、法的に位置づけられた然るべき審議会において、広い視野に立ったオープンな議論が適正に行われるべき。 国内クレジットと温対法・省エネ法等の既存制度との関係にかかる論点は、対象を中小企業等に限定されず、中小企業等(非自主行動計画策定事業者)に対する大企業(自主行動計画策定事業者)の支援による中小企業等のCO2排出削減と自主行動計画への反映とは、本質が全く異なるため、今後、然るべき審議会において、広い視野に立ったオープンな議論が一体的に行われるべき。	国内クレジットの在り方等については、中小企業等CO2排出削減検討会において検討した後に、審議会においてもオープンな議論がされたものと考えています。
127 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (中小企業の排出削減対策の推進)	本制度における国内クレジット制度は、あくまでも自主的な位置付けであるものの、その発行においては、わが国の温室効果ガス排出削減量と等価となるべく、厳格な審査・認証の手続きを踏むべき。 本制度の趣旨が、わが国の京都議定書における目標達成の手段のひとつであること、自主行動計画が京都議定書目標達成計画の重要な位置付けとされていることを勘案すれば、AAUとの整合・互換を確保することは必須。 法律上で位置づけられる国内クレジットについても、京都クレジットであるAAUとの互換性を担保しつつ、同等の厳格性を求めるとともに、プロジェクト参加者間で削減量が二重カウントすることのないよう制度設計すべきである。	今後具体的な検討を深めて行くに当たって、頂いたご指摘も留意して進めていきたいと考えています。
128 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (中小企業の排出削減対策の推進)	AAUとの互換のない国内クレジットが流通することは、排出実態と乖離しわが国の排出削減に直接的に繋がらず、本制度設立の趣旨を逸脱すると考える。この点を踏まえれば、小規模CDMはベースライン設定等の推定により、排出実態に即さないクレジットを創出する可能性があることから、小規模CDMの方法論を採用することには反対。 総排出量目標を有するわが国としては、あくまでもプロジェクト実施前後の実排出量の差分に相当する量を国内クレジットとして認証すべき。	対策の進んでいない中小企業対策は重要であり、そのため的手段として国内クレジットの活用は必要性が高いと考えています。
129 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (農業及び水産業における対策の推進)	食品自給率を上げることで、CO2の排出総量を減らす、「フードマイル」の推進。「地産地消」の更なる促進と、農業の空洞化の阻止。	ご指摘の内容も含めて、今後も引き続き検討していきます。
130 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (廃棄物分野の対策)	廃棄物処理において、ごみそのものを減らす努力にも目を向けるべき。ごみ分別の法制化が必要。また、ごみ有料化の導入には、当然不法投棄の増加が予測出来るので「罰金制度」や「厳罰化」などが必要。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、廃棄物処理法)に基づく基本方針において、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策においては、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本としています。また、この基本方針において、地方公共団体は一般廃棄物の発生抑制などに資する一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきとされています。環境省では、市町村が一般廃棄物処理の有料化を円滑に実施できるように「一般廃棄物処理有料化の手引き」を昨年6月に策定し、普及に取り組んでいます。 また、ごみの分別についても、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」において、一般廃棄物の標準的な分別収集区分を示し、市町村による分別収集の推進を支援しています。 不法投棄に関する罰則規定については、廃棄物処理法において最大1億円の罰金刑を科すなど、厳しい罰則規定が設けられています。
131 Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 (廃棄物分野の対策)	廃棄物分野の対策に関して、プラスチックごみをリサイクルに回せる仕組みのない地域の場合、焼却ごみとなっていると思われるが、基本的なところで、プラスチック容器などを含めた商品は、その販売製造している企業が処理する部分まで責任をもって考えるべき。	プラスチック容器などを含めた容器包装については、関係者の適切な役割分担の観点から、容器包装リサイクル法に基づき、市町村が分別収集した容器包装廃棄物を、容器包装の製造・利用事業者が再商品化する義務を負っています。
132 Ⅲ 2. (1)②非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の対策・施策 (廃棄物分野の対策)	国民への解り易い指導・指示も必要。	ご意見を踏まえ、今後とも、廃棄物分野における温暖化対策について国民の皆様にもわかりやすくお伝えできるよう促していきます。
133 Ⅲ 2. (1)②非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の対策・施策 (廃棄物分野の対策)	廃棄物について、どの業種においても、リサイクルを推進する動きはやめるべき。総量考えた時、増えているという事実を隠すべきではない。	循環型社会形成推進基本法では、廃棄物を含む循環資源の利用・処分の基本原則として、「発生抑制(リデュース)」「再利用(リユース)」の次に「再生利用(リサイクル)」を位置づけているところであり、引き続きこの基本原則に則り、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を考慮しながら、廃棄物対策を進めるよう促していきます。

該当箇所	意見の概要	意見に対する回答
134 Ⅲ 2. (1)③代替フロン等3ガスの対策・施策	業務用冷蔵庫等の冷凍機や建材用断熱材に含まれるフロン等については、改正フロン回収・破壊法の規制対象となっていないが、その排出量は本報告書で取り上げている他の分野に比べて無視できないと考えられることから、具体的対策・施策を検討すべきではないか。	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(フロン回収・破壊法)においては、業務用冷凍空調機器に冷媒として含まれるフロン類の回収・破壊が義務付けられています。建材用断熱材に含まれるフロン類については、大部分が京都議定書の対象となっていないCFC、HCFCであるため、排出削減効果が見込まれていませんが、適正な処理方法に関する検討を行い、その結果をパンフレットや報告書としてとりまとめており、関連業界等に対して周知を図っています。引き続き、フロン回収・破壊法に基づくフロン類の回収・破壊を推進するとともに、建材用断熱材に含まれるフロン類の処理技術に関する情報提供を進めていきます。
135 Ⅲ 2. (1)③代替フロン等3ガスの対策・施策	廃家電については、メーカー回収量【約2000t/年、260万t-CO2/年】に匹敵するフロン等の量が、適正にリサイクルされず大気放出されていると考えられることから、フロン回収・破壊法と同様に、有価の家電品についても解体時等においてフロンの回収を義務付けるなど、対策・規制の強化を行うべきではないか。	家電リサイクル法においては特定家庭用機器に使用されているフロン類について、メーカー等に対して回収・破壊等が義務づけられているところであり、今後、家電リサイクルルートへの適正排出の促進や小売業者による適正引渡確保のための措置を講ずることにより、メーカーによる適正処理をより一層促進していきます。
136 Ⅲ 2. (1)③代替フロン等3ガスの対策・施策	報告書では、代替フロン等3ガスの対策・施策による2010年度の追加的排出削減効果見込みを120万t-CO2としているが、その算出根拠を示してほしい。	削減効果見込み量の数字の根拠等については、これまでの合同会合の資料として公表してきましたが、新計画の中でも明確にする予定です。
137 Ⅲ 2. (1)③代替フロン等3ガスの対策・施策	①改正フロン回収・破壊法の周知徹底と更なる推進 ②ノンフロン製品の普及方策の検討等、脱フロン社会の実現に向けた施策を重点的に実施する。 この2つを両立する必要がある。	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(フロン回収・破壊法)については、関係者に対する説明会の開催、メディアを通じた周知広報や関連シンポジウムの開催等各種広報事業を実施してきたところであり、引き続き、周知徹底を図ります。ノンフロン製品の普及については、フロン類を使わない冷凍空調機器の技術開発及び設備導入等の支援を実施しており、平成20年度からは補助事業の拡充を予定しています。断熱材については、JIS規格の改定及び公共建築工事標準仕様書の改定を行ったほか、「国等による環境物品等の調達に関する法律」(グリーン購入法)に基づき、ノンフロン製品の普及を推進しています。さらに、ダストブローについては、グリーン購入法の判断基準を見直し、ノンフロン製品の普及を推進しています。これらを含め、引き続き、ノンフロン製品の技術開発及び普及を推進していきます。
138 Ⅲ 2. (1)④吸収源の対策・施策 (森林)	森林吸収による削減率3.8%の達成は確実に可能か疑問。「間伐等の森林整備等の加速化のための支援策を推進する」と記載されているが、取り組みが不十分。輸入木材に関税をかけるなどの国内林業への優遇策を強制的に進めていく必要がある。「日本の生態系」「地球全体」を再生させるという姿勢を鮮明に打ち出すべきであり、国産材利用を通じた適切な森林整備は「国産材利用や植生復元を通じた適切な森林整備」とすべき。また、どこかに「森林面積の増加、森林の復元」という文言を盛り込むべき。植樹活動及び、二酸化炭素再利用開発に取り組む企業が国が資金補助し、実用化された場合は報奨金を付与してはどうか。	①国産材利用を通じた適切な森林整備、②森林を支える活き活きたた担い手・地域づくり、③都市住民・企業等幅広い森林づくりへの参画などの取組を支援しているところです。
139 Ⅲ 2. (1)④吸収源の対策・施策 (森林)	間伐実施促進のため、これまでの単純な補助金投入に留まらず、郊外・地方の活性化に十分配慮して、地域事情を勘案したきめ細やかな方策が不可欠である。森林の管理について運営をどうするか、人件費、担当部署の人員体制など、一緒に考えて遂行することが必要。	
140 Ⅲ 2. (1)④吸収源の対策・施策 (森林)	地球温暖化は、CO2だけでなく森林破壊も大きな原因であり、同時に森林破壊を中止すると同時に森林を砂漠地帯に作ってクールダウンと保水効果を上げるべき。	
141 Ⅲ 2. (1)④吸収源の対策・施策 (森林)	公共投資と森林開発は相矛盾するものであり、限定的に地域や環境を鑑み規制を掛けることも必要である。	公共投資と森林吸収源対策は必ずしも相矛盾するものではないと考えています。
142 Ⅲ 2. (1)⑤京都メカニズムに関する対策・施策	京都メカニズムについて、国内対策での不足分を1.6%分としているが、見通しが甘すぎるのではないか。	我が国は京都議定書の約束を達成するため、国内での排出削減対策及び吸収源対策を基本として国民各界各層が最大限努力していくこととし、それでもなお約束達成に不足する分である1.6%分について補足性の原則を踏まえつつ、京都メカニズムを活用して対応する予定です。
143 Ⅲ 2. (1)⑤京都メカニズムに関する対策・施策	我が国の京都メカニズム・クレジットの購入、特にCDMからの購入については、そのクレジットが持続可能な開発に貢献しているようなプロジェクトから購入されていることを確保するために、一定の水準を設定すべきである。	必要に応じて対策・施策の強化や追加を行うなど計画の進捗管理を適時適切に行うため、年度末までに検討し、具体的な方法を改訂「京都議定書目標達成計画」に明記すべきであると考えております。なお、クレジットの取得に当たっては、価格、事業の確実性、対象国、事業の種類を考慮するほか、環境影響配慮の観点よりプロジェクトが選定されています。また、温暖化対策と同時に途上国等における公害対策等にも資する、いわゆる「コベネフィッツ」(相乗便益)の観点も視野に入れて、プロジェクトの実施を支援・促進すること等により、我が国が取得可能なクレジット量を確保できるようプロジェクトを実施していくこととされています。
144 Ⅲ 2. (1)⑤京都メカニズムに関する対策・施策	「国内対策に対して補足的であるとの原則」について、定量的な目標を明記すべき。国内での削減インフラ整備に投資しない分、将来も海外クレジットを買い続けることになるため、「国内対策の優先」を明確にすべき。どれだけの削減のためにどれだけの税金が投入されようとしているのか、明記すべき。	京都メカニズムの活用については、「国内対策に対して補足的である」との京都議定書及び関連国際合意に基づいて実施していくこととされています。また、京都メカニズムに関する費用については、クレジット価格が市場の需給動向等により変動することから予測が難しく、また、クレジットの調達のタイミング、調達量等も不確定な要素が多いことから、現時点で総費用を明確に示すことは困難です。

該当箇所	意見の概要	意見に対する回答
145 Ⅲ 2. (1)⑤京都メカニズムに関する対策・施策	国内削減を十分に行わず、とりわけ大口発電所と工場の削減を強化せずに、そのかわりに税金で京都メカニズムのクレジットを購入するのは問題である。 また、グリーン投資スキーム(GIS)がホットエアーの購入を指すであれば、購入が追加削減にならないので論外であり、またグリーン投資スキームがそうでないというのであれば、どういった投資でどれだけ減ったのか、それが資金的にどう関係しているのかを明らかにすべき。	国内削減対策を基本として、国民各界各層が最大限努力してもなお議定書の約束達成に不足する差分について、京都メカニズムを活用することとしています。また、グリーン投資スキーム(GIS)については、移転された排出枠の対価として支払われた資金の使途を、排出削減事業など具体的な環境対策に充当することとしています。
146 Ⅲ 2. (2)今後、速やかに検討すべき課題	エネルギー需給の変動に柔軟に対応し得る「電源のベストミックスを、環境特性を踏まえた上で早期に確立すること」や、「屋間の電力ピーク需要低減のための負荷平準化対策の強化を更に進めること」などの電力需給上の課題を、『今後、速やかに検討すべき課題』に追加して記述すべき。	ご指摘の内容も含めて、今後も引き続き検討していきます。
147 Ⅲ 2. (2)今後、速やかに検討すべき課題	検討期限を明記すべき。少なくとも、今後、毎年度計画の点検を行う際に、5項目についての検討状況を報告することを明記すべき。	今後も引き続き検討していきます。
148 Ⅲ 2. (2)今後、速やかに検討すべき課題	排出量取引、環境税と個別政策に分かれた記述になっているが、大口発電所と工場の削減義務化が課題であり、経済的手法に抵抗があるなら直接規制でも協定でも構わないので、義務化だけでも決定すべき。	今後も引き続き検討していきます。
149 Ⅲ 2. (2)今後、速やかに検討すべき課題	「中長期的な観点も踏まえた上で、国民全体が総力を挙げて温室効果ガスを削減するよう、ライフスタイル・ビジネススタイルの変革等を促すような対策の強化も視野において考える必要がある」とあり、排出を削減した主体が経済的に得をする仕組みが不可欠であるが、抜本的な対策を具体的に検討すべき。	今後も引き続き検討していきます。
150 Ⅲ 2. (2)今後、速やかに検討すべき課題	エネルギー転換部門と産業部門の削減目標の大幅な強化、それも中期的に放置していわゆる革新的技術ができあがってから遠い将来に強化するのではなく、段階的に強化することを前提に、どういった政策導入がよいか、議論しなおすべきである。	本計画においては、京都議定書における第一約束期間における6%削減目標を確実に達成するとともに、更なる長期的・継続的な排出削減を目指すこととしており、短期・中長期両方の視点からの検討を進めていきます。
151 Ⅲ 2. (2)今後、速やかに検討すべき課題	不足量の上限である3400万トンを上回る追加対策が必要となる。最終報告は「相互の重複や既存対策との重複」等に留意しなければならぬような対策しか示せず、目標達成が担保できていない。「全力で取り組むことにより、京都議定書の6%削減目標は達成し得るものとする」という記述は、精神論にすぎず、定性的、希望的な「見込み」であって、無責任のそりを免れない。達成の見込みがたたないのであれば、産業界の自主行動計画の抜本的な強化、国内排出量取引や環境税、自然エネルギー買取補償制度など、できる対策をすべて導入することに修正すべきである。	各主体が今回示された追加対策に取り組むことにより、既存対策を補強する諸施策の削減効果も合わせて、京都議定書の6%削減目標は達成し得るものと考えられます。なお、重複を整理した削減効果については、最終報告の中に記述することとします。
152 Ⅲ 2. (2)①国内排出量取引	排出量取引制度に対する批判のすべては制度の構築と運用に関する課題の指摘であり、EU-ETSで明らかになった問題点を含め、その手法について柔軟に議論し、早急に具体的な制度設計を検討することが重要。 また、第1約束期間に間に合うようにするために、直ちに導入の準備を始めることを明記すべきである。さらに、排出量取引制度は、京都議定書の目標達成という短期的な目標だけでなく、中長期的に確実に日本の排出量を削減していくための枠組みを提供する極めて有用な制度であり、すぐに導入へ向けての検討が開始されるべき。	国内排出量取引については、中期的な我が国の温暖化に係る戦略を実現するという観点も含め、2007年度のフォローアップにより見込まれる、産業部門の対策の柱である「自主行動計画の拡大・強化」による相当な排出削減効果を十分踏まえた上で、他の手法との比較やその効果、産業活動や国民経済に与える影響、国際的な動向等の幅広い論点について、具体案の評価、導入の妥当性も含め、総合的に検討していくべき課題と考えています。
153 Ⅲ 2. (2)①国内排出量取引	自主行動計画が着実に機能している中では、同制度を導入する必要は全くない。EU-ETSでは削減が実現していないことにみられるように、導入支持の意見が述べられるようなメリットが達成されるか不明。公平な排出枠の設定の困難さ、企業間あるいは国際的な競争条件の歪曲、長期的な視点に立った場合の技術開発や設備投資に向けたインセンティブを損なう懸念、削減義務を負わない国々への生産移転の助長など、多くの弊害がある。 自主行動計画の推進等で環境と健全な成長を両立しながら温暖化対策を進めることが有効。短期・中期に拘らず、その導入に反対である。	
154 Ⅲ 2. (2)①国内排出量取引	排出量取引は、EUで本格的に実施され、アメリカやカナダの諸州の排出量取引制度がこれにリンクして動きだそうとしている。そのなかで、公平な割当が困難とか、国際的な産業競争力を歪めるとか、伸びの著しい業務・家庭部門対策として有効性を欠くなどという議論は時代遅れではないか。	
155 Ⅲ 2. (2)①国内排出量取引	国内排出量取引制度については十分かつ慎重な検討を行い、国民各層のコンセンサスを得ることが不可欠である。	
156 Ⅲ 2. (2)①国内排出量取引	炭素売買ではなく、国民がもっと前向きに温暖化に取り組むようにすべき。CSR(企業の社会的責任)にも、国からもっと力を入れさせるべき。	
157 Ⅲ 2. (2)①国内排出量取引	UNDPLレポートでも排出量取引の導入による炭素の価格付けが不可欠と指摘されていることを明記すべき。	
158 Ⅲ 2. (2)②環境税	自主的な取組には限界があり、全ての主体に省エネを促し、企業や個人はそれ相応の負担をする形に経済・社会の仕組みを変えるため、公平で実効性のある環境税の早期創設に向けて、具体的検討を行うべき。 民生部門に対して普く影響を及ぼしうる唯一の政策として、環境税(炭素税)は極めて重要な政策である。 環境税もEU諸国において、すでに実施され、試された制度であり、検討の段階ではなく、実施の段階と言わねばならない。 炭素税(環境税)は、発電所や大規模製鉄所などの大規模排出源から、中小企業、運輸、業務・家庭に至るすべてのCO2排出者の削減対策に有効な政策である。「総合的な検討」ではなく、制度導入を前提とした具体的検討に入るべき。	環境税については、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るよう努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題であると考えております。

該当箇所	意見の概要	意見に対する回答
159 Ⅲ 2. (2)②環境税	環境税は、CO2排出抑制効果に疑問があるだけでなく、規制の緩やかな国へ生産が移転されることを助長し、地球全体の排出量増大、国内産業の空洞化、雇用への深刻な影響等の問題が生じる。また、石油石炭税との二重課税になる等の問題がある。地球温暖化対策のための追加財源が必要であるとしても、安易に新たな税を導入する姿勢は、国民の理解が得られるものではない。環境税による「アナウンスメント効果」より、「クールビズ」や「チームマイナス6%」などの地道な活動こそが重要であり、環境税の導入については反対である。産業界のこれまでの取り組みとその成果、同税の導入に伴う国際競争力への影響、既存のエネルギー・自動車関係諸税との関係などが充分検討されないまま、新税導入の議論が進められることは強く反対である。	
160 Ⅲ 2. (2)②環境税	環境税の導入にあたっては、新税の導入に限らず、既存の税制度の変更でも短期的に実現可能である。他の税における減税と組み合わせることにより、国民、事業者の理解は十分に得られる。石炭課税+LNG減税→石油より2割もCO2排出が多い石炭に課税することが考えられる。 (本来は炭素税として業界全体に課税するのが、環境には望ましいが、反発も多いため) 導入の前段階として、石炭利用の急増を天然ガスへの燃料転換の促進により減らすため、石油石炭税の税率変更を行うことを盛り込むべきである。	
161 Ⅲ 2. (2)②環境税	環境税の導入については、個人・法人課税の両面で導入の議論をする必要がある。また、目的税として、その支出を慎重に議論する必要がある。	
162 Ⅲ 2. (2)②環境税	ガソリン暫定税率を一度廃止し、CO2削減のための税とする、もしくはCO2削減した企業や団体・個人への減税資金とするか、エコカー開発の補助金として使用してはどうか。ガソリン税等の暫定税率の議論に際して、暫定税率分を環境税とすべきであることを明記すべき。環境税の導入も早急に実現すべきである。ガソリンの暫定税率の問題において、暫定分を環境税として、ドイツのように税収を年金財源と再生可能エネルギー普及にまわせばよい。現在の道路特定財源を廃止して環境税を導入し環境特定財源として植林及び森林維持、自然エネルギー等の大幅導入促進の費用として充当すべき。又バイオマス燃料としての稲作(北陸193号)等を転作対応作物として推進し生産費を保障する価格の費用に充当すべき。又、個人、NPO団体等が行なうバイオガスエネルギー事業(人糞、家畜糞からメタンガスを取り出す)に補助金を提出して家庭・業務部門で導入しCO2の削減を図るべき。環境税を森林管理のために用いるべき。また、ガソリン代の一部を環境税とすることを検討すべき。	
163 Ⅲ 2. (2)②環境税	ガソリン税などの、環境税について、世界各国のとっている政策の調査を行い、日本がどの程度の値をとっているか国民に知らせてほしい。	「温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する論点」についての取りまとめ(平成16年12月・中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会 施策総合企画小委員)の参考資料7-1において、諸外国の温暖化対策税制の概要を取りまとめています。最新情報につきましては、現在データを精査しているところです。
164 Ⅲ 2. (2)②環境税	環境税について、国内排出量取引制度とリンクした内容であれば賛成できるが、広く消費活動や経済活動全般に対して徴収するような性格では、経済活動を冷やす効果しかない。	地球温暖化対策全体の中で、他の政策とのポリシーミックスも考慮に入れながら、総合的に検討を進めます。
165 Ⅲ 2. (2)②環境税	環境税の税収の用途は、再生可能エネルギーのインフラ整備等に充当することが考えられるが、温暖化対策財源確保よりも、汚染者負担の原則に基づく排出抑制策として、他の手法と組み合わせるべきである。	
166 Ⅲ 2. (2)③新エネルギー対策の抜本的強化	日本の再生可能エネルギー導入は低水準であり、再生可能エネルギーの長期的な導入目標量を国のエネルギー需要量の数割程度に引き上げ、温暖化対策とエネルギー関連リスクの分散を早急に図るべき。再生可能エネルギー熱利用、バイオ燃料について、高い目標を設定し、優遇制度を導入して普及を促進すべきである。新エネルギー対策の抜本的強化については、国からの補助金を前提に導入推進の議論が必要である。	新エネルギー対策の抜本的強化について、速やかに総合的な検討を行う必要があると考えております。
167 Ⅲ 2. (2)③新エネルギー対策の抜本的強化	新エネルギーは、コストの面、信頼度の面からまだまだ課題が大きい。今後の議論においては、新エネ=クリーンといった印象を先行させるのではなく、課題を合理的に分析したうえで、着実に取り組む必要がある。	
168 Ⅲ 2. (2)③新エネルギー対策の抜本的強化	新エネルギー対策における需要側の取組強化にあたっては、政府としてグリーン電力証書の公的評価や税制上の損金参入について早期に実現すべきである。	
169 Ⅲ 2. (2)③新エネルギー対策の抜本的強化	RPS法は民間での設置に投資インセンティブがなく、目標値が電力会社の「実現可能なレベル」にとどまるため、自然エネルギーの普及が進まない。確実かつ大幅に自然エネルギーの利用拡大を伸ばすために、欧州諸国で成功している再生可能エネルギー電力買取補償制度(固定価格制度)を導入すべきである。「速やかに総合的な検討を行う必要がある」とされるが、買取補償制度が自然エネルギーの普及を促進することは、ドイツなどで実証済みで、検討を行う段階ではない。その導入に、毎年数兆円以上の輸出入産業と、国のエネルギー安全保障がかかっていると考えられる。フィードインタリフだけでなく、環境税など様々な手段を併用し、相乗効果を図るべき。	
170 Ⅲ 2. (2)③新エネルギー対策の抜本的強化	新エネルギー対策の規制措置については、系統電気分野においてのみならず、熱分野における規制措置が必要。	
171 Ⅲ 2. (2)③新エネルギー対策の抜本的強化	石炭火力発電の新設を禁止し、再生可能エネルギーを飛躍的に普及促進すべきである。	

該当箇所	意見の概要	意見に対する回答
172 Ⅲ 2. (2)③新エネルギー対策の抜本的強化	公共施設以外にも、一定規模以上の建築物では、太陽光発電、太陽熱温水器の設置を原則とすべき。	
173 Ⅲ 2. (2)④深夜化するライフスタイル・ビジネススタイルの見直し	<p>店舗等の深夜営業時間の見直し・自粛営業は、枝葉末節の議論である。</p> <p>発電所起因のCO2の排出抑制のためには、発電総量のピークを下げボトムを上げる「平準化」が最も重要。深夜消費電力は過剰状況にあり、昼間のレベルを下げる方が急務。</p> <p>地域の安全スポットであるだけでなく、雇用面でも、生活便利の面でも貢献している。夜遅くまで働いている人にとって、深夜に営業しているコンビニエンスストアやスーパーなどの店舗は本当に便利であり、セルフ式でも24時間営業のガソリンスタンドの存在は大きな安心感につながっている。営業時間の短縮は、顧客の利便性や防犯、雇用の問題からも疑問。</p> <p>食品取扱い店舗では機械類が24時間作動しているため、節電効果は小さい。冷蔵・冷凍庫は1日中作動して切ることができないため、深夜営業を削減することで節電効果はないに等しい。一方、配送物流が日中に移ることは、確実にCO2排出を増加させる。小売業の営業時間の見直しに関して、サンプリングをして現状の数値的な裏づけを取り、根拠を明確にすべき。</p> <p>営業の自由、生活の保障をどう考えるのが難しい。全ての店舗が営業時間の足並みをそろえることが可能でないと賛成できない。営業環境は、現状のライフスタイルに対応するべく変化してきたものであり、一度経験した利便さは元に戻せないで、営業時間の短縮よりも資源の有効活用(3R)や化石燃料からの脱却を国民全体で本格的に取組むことが最も重要。</p> <p>商業活動の一つとしての営業時間の決定は、各企業、個人企業のもとに委ねるべき。個人のライフスタイルにまで踏み込む提案はおかしい。消費者から豊かな生活を奪うべきでない。経営上のメリットがあるからこそ、事業者側も継続拡大している。</p> <p>自動販売機の夜間照明の規制などCO2削減のためにできる部分もある。</p>	深夜化するライフスタイル・ビジネススタイルの見直しに関し、国民の抜本的な意識改革に向け、上記の諸課題について、諸外国の状況も踏まえ、総合的に検討する必要がありますと考えています。
174 Ⅲ 2. (2)④深夜化するライフスタイル・ビジネススタイルの見直し	<p>店舗の営業時間は、食料品は除き、夏・冬の3パターンを作って営業時間を短縮する。</p> <p>ライフスタイルは様々に変化しており、一概に深夜化しているとは言いがたい。深夜の企業活動を全て中止するのではなく、ITや技術革新を活用した、状況に応じたきめ細かな省エネ対策を推進すべき。</p>	<p>もし深夜の電力消費を抑えるのが目的であれば、国民全体の店舗の営業時間は、食料品は除き、夏・冬の3パターンを作って営業時間を短縮する。</p> <p>ライフスタイルは様々に変化しており、一概に深夜化しているとは言いがたい。深夜の企業活動を全て中止するのではなく、ITや技術革新を活用した、状況に応じたきめ細かな省エネ対策を推進すべき。</p>
175 Ⅲ 2. (2)④深夜化するライフスタイル・ビジネススタイルの見直し	同項の文中、「店舗等の営業時間」、「店舗等の深夜営業」及び「深夜営業」という文言を削除すべき。国民において、地球温暖化対策上の業務部門の課題はコンビニエンス・ストアやスーパーマーケットなどの「一部業界の取組み姿勢にある」かのような誤解を招く。その結果、「深夜化するライフスタイル・ビジネススタイルの見直し」という社会システム全体の変革という本質論が議論されず、「一部業界の営業時間の短縮という企業経営を抑制する議論」にすり返られ、公正・公平な議論から逸脱してしまうこととなる。	
176 Ⅲ 2. (2)④深夜化するライフスタイル・ビジネススタイルの見直し	<p>深夜化するライフスタイル・消費活動は、民生部門の排出増加の大きな要因であり、政策的な規制措置を講じない限り拡大し続ける。国民一人ひとりのライフスタイル及び社会経済活動を環境に配慮したものに変えていくための施策として、深夜営業、 unnecessary 夜間のライトアップやテレビ等の深夜放送については一定の自粛を求めるべき。</p> <p>コンビニの24時間営業や氾濫する自動販売機、さらに宣伝看板や装飾照明などについて、数や時間及び照度などの制限を厳しくすることによって問題の重要性を認識させ、行動の動機付けを行う方策が必要。</p> <p>商業施設での営業は、法律により上限を25時迄と規制すべき。夜の街のライトアップへの取締りが必要。イベント時に、皆に意識してもらえぬ施策が望ましい。</p> <p>「省エネ効果は限定的」との記述を削除すべき。あらゆる分野における対策の抜本的強化が必要とされており、国民に対して1人1人1kgの運動の積み上げを求めているなか、削減効果が小さいことは対策に取り組みまない理由にはならない。</p> <p>自動販売機が多過ぎるのではないか。また、深夜の飲料缶等の冷却は不要ではないか。</p> <p>深夜化対策として、深夜のテレビ放送の制限や、ワークシェアリングの推進を行うべき。</p>	
177 Ⅲ 2. (2)④深夜化するライフスタイル・ビジネススタイルの見直し	国民のライフスタイルを国が規制・意見する以前に、産業界の偽装行為等のあるまじき行為を再度チェックし、その中で違反行為をしている業界・団体の違法活動の防止をまず率先して実施すべき。	
178 Ⅲ 2. (2)④深夜化するライフスタイル・ビジネススタイルの見直し	深夜の営業は売り上げが低い割に人件費が高く、かつ強盗や内部不正といったリスクも大きい。労働人口も減少しており、環境問題を考えた場合、繁華街などの一部を除いて深夜は営業を停止すべき。	
179 Ⅲ 2. (2)⑤サマータイムの導入	<p>サマータイム制度の導入は、システム変更等が伴い、見送りが含めて慎重にすべきである。国土の狭い日本での効果は疑問。</p> <p>サマータイム導入については、ただ単に始業時間の繰り上げで就業時間が繰り上がるとは思えない。就業時間の繰り上げから余暇を楽しむ時間が増えて、スーパーや娯楽施設の営業時間は拡大するかもしれない。</p> <p>サマータイム制度の導入について、各企業体、行政、国民の行動の混乱、導入のための活動の負荷、また始業時刻の単なる切り上げによる労働強化、生活パターンの変更から来る国民の安全衛生面への配慮等も含めた議論が必要。</p> <p>サマータイム制は、一回やってしまうと影響が社会的な影響が大きく慎重な検討をお願いしたい。時間変更をしたら社会のどの部分がどうなるか、提示することが必要。</p>	サマータイムについては、様々なご意見があることから、論点の具体化を進め、国民的議論の展開とともに、環境意識の醸成と合意形成を図っていきます。

該当箇所	意見の概要	意見に対する回答
180 III 2. (2)⑤サマータイムの導入	<p>サマータイム制度の導入は、様々な照明需要や冷房需要の減少を促し、業務部門・家庭部門の対策を抜本的に強化する有効な手段。「住環境計画研究所」の推計(2007年)によれば、サマータイム制度の導入により、石川県と富山県の全家庭用エネルギー需要に匹敵するエネルギーを節約(原油換算で91.3万KL/年)することができるかとされている。</p> <p>また、このような短期直接効果のみならず、サマータイム制度の導入が国民全体の環境意識をより高め、家庭や職場における省エネ活動を徹底させる長期間接効果も大きい。</p> <p>ライフスタイル、ワークスタイルの変革を促し、また、制度導入に向け国民世論も熟してきていること、制度導入なくして国際的な理解は得られないといった情勢から早期導入を明記すべき。</p> <p>サマータイムについては、省エネのライフスタイルを促すとして欧米先進諸国を中心に実施実績があることに加え、国民運動の象徴として日本でも早急に実施すべきである。</p> <p>多くの国が実施しており、容易に導入できるので、早急に試験的に実施して省エネ効果を実証の上、本格施行を検討すべき。</p>	
181 III 3. 対策・施策の強化を踏まえた2010年度排出量見直し	<p>不足量として発表された上限の3400万トンを上回る追加対策がないと目標達成ができない。ところが、最終報告は「相互の重複や既存対策との重複」等に留意しなければならないような対策しか示せなかった。これでは目標達成が担保できない。</p> <p>「京都議定書の6%削減目標は達成し得る」のように報告されているが、達成し得る根拠が不明。</p> <p>実際に削減効果を見込めるのは、半分ぐらいであるとされており、早急にさらに1700万トンの追加対策を審議し、新たに報告書に盛り込むべきである。このままでは、耐震偽装、食品偽装、再生紙偽装に続く、CO2削減偽装として、将来に禍根を残すこととなる。</p>	<p>ご指摘も踏まえ、重複を整理した追加対策の削減効果については、最終報告の中で記述することとします。</p>
182 III 3. 対策・施策の強化を踏まえた2010年度排出量見直し	<p>中間報告のP.6にある「表2 2010年度の温室効果ガス排出量の推計」に追加削減効果を付け加えた表が入るべきであるが、欠如している。これではどのような排出見直しになるかわからず、「6%削減目標は達成し得るものと考えられる」と書かれても、評価のしようがない。</p>	
183 III 3. 対策・施策の強化を踏まえた2010年度排出量見直し	<p>不足量の試算については、原子力発電所の設備利用率を87-88%に見込み、それを前提に「原子力の推進等による電力分野における二酸化炭素排出原単位の低減」で電力のCO2原単位改善を想定するなど、無理が多い。その際、国内対策の点検をしているのに、足らなければ京都メカニズムで手当てするからよいという乱暴な論理があるが、これでは国内削減の点検にならないし、京都メカニズム分が無原則に広がる危険がある。</p>	<p>原子力の推進等による電力分野における二酸化炭素排出原単位の低減においては、電気事業者連合会の環境行動計画目標として2008～2012年度の平均で0.34Kg-CO2/kWh程度まで20%程度低減するとしていますが、一般電気事業者等の①原子力設備利用率の向上、②火力発電の熱効率の更なる向上等、③京都メカニズムの活用等を組み合わせた取組等により実現できるものと見込まれています。</p>
184 III 4. 京都議定書目標達成計画の進捗管理について	<p>進捗管理について、特に各部門における主要な対策については、上記評価指標等の情報を定期的にウェブサイトで公開し、国民が対策の進捗について気軽に情報を得られるようにすべきであり、そのことを明記すべきである。</p>	<p>いただいた御意見は、新計画策定に当たっての参考とさせていただきます。</p>
185 III 4. 京都議定書目標達成計画の進捗管理について	<p>毎年の進捗管理に言及しているものの、目標達成計画の評価・見直しを行うことは担保されていない。</p> <p>今後、毎年度厳格なフォローアップを行い、削減不足量が明らかになった時点で①国内排出量取引、②環境税、③新エネルギー対策の抜本的強化などを即座に導入・実施すべきである。</p>	<p>いただいた御意見は、新計画策定に当たっての参考とさせていただきます。</p>
186 III 4. 京都気手諸目標達成計画の進捗管理について	<p>実績値を把握するのに1年以上かかっているのに、名年進捗状況を把握できるのか疑問が残る。</p> <p>「データ入手が可能な限り」や「必要に応じて」といった記述を削除すべき。</p>	<p>いただいた御意見は、新計画策定に当たっての参考とさせていただきます。</p>